

7 建 指 第 4 2 0 号

令和 8 年 3 月 2 5 日

関係団体の長 殿

愛知県建築局長

(公 印 省 略)

都市計画法第 3 4 条第 1 号及び同条第 8 号の 2 の審査基準及び
運用基準並びに愛知県開発審査会基準第 1 6 号及び第 1 8 号の
改正等について（通知）

本県の開発許可行政につきまして、日ごろから御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、下記の審査基準、運用基準、愛知県開発審査会基準を改正・制定を行い、令和 8 年 3 月 2 5 日から施行することになりました。

については、貴団体会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

なお、当該基準は、愛知県ホームページ（ネットあいち）に掲載します。

記

《改正基準等》

- ・都市計画法第 3 4 条第 1 号：審査基準（改正）
- ・都市計画法第 3 4 条第 8 号の 2：審査基準及び運用基準（制定）
- ・愛知県開発審査会基準第 1 6 号（改正）
- ・愛知県開発審査会基準第 1 8 号（改正）

担 当 建築指導課開発グループ
電 話 052-954-6588（ダイヤルイン）